

第7節 生活保護

1 生活保護

(1)生活保護事業

根拠法令等	生活保護法	所管課	保護課
申請窓口	保護課相談担当	負担割合	国 3/4 市 1/4

<目的・事業内容>

憲法第25条に規定されている国民の生存権保障の理念にもとづき、生活に困窮するすべての国民に対し、国の責任において、その困窮の程度に応じて無差別平等に、必要な保護を行い最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

①保護の受給要件

生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力等を最低生活維持のため利用することを保護の受給要件とするとともに、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべて生活保護に優先することになっている。

保護は、厚生労働大臣が定める基準（保護基準）によって最低生活費を計算し、これとその世帯の収入とを対比して、最低生活費に足りないときに、はじめて実施される。

② 保護の種類と実施手続き

保護の種類は、生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業、葬祭の8種類の扶助にわかれ、必要に応じ、その被保護世帯に該当する扶助の費用が支給される。

保護の申請を保護課相談担当で受理した後、保護課地区担当員の調査結果にもとづいて、保護の開始または申請の却下等が行われる。

保護受給中の世帯には、地区担当員が訪問し、その世帯の自立を助長するための助言指導にあたるほか、必要に応じて保護の変更または、停・廃止の措置が行われる。

③ 生活保護の基準

保護基準は、年齢、世帯構成、地域別等において厚生労働大臣が定めることになっている。また、保護実施上の取扱い細目は「保護の実施要領」および「医療扶助運営要領」、「介護扶助運営要領」（いずれも通達）で明らかにされている。

これらの内容は、一般国民生活の消費動向を基礎として総合的に調整を行う、いわゆる「水準均衡方式」により、毎年改正されている。平成19年4月1日第63次改正による保護基準は、対前年度比100.0%で、2級地-2(大牟田市)の標準3人世帯(33歳男、29歳女、4歳子)の生活扶助基準で145,270円となった。

<実 績>

生活保護の年度推移

年度	14	15	16	17	18
区分					
世帯数	2,641	2,725	2,756	2,775	2,813
人員	3,916	4,001	3,999	4,007	4,039
保護費(千円)	6,889,465	7,236,329	7,052,051	7,050,090	7,090,945

※ 世帯数・人員は年度の月平均

(2)生活保護の概況

被保護世帯、人員の数は、昭和39年度をピークとし、以後51年度までは減少（年度により横ばい、または微減）の傾向を示していたが、長引く経済不況の影響を受け、昭和52年度から微増の傾向に転じ、とくに昭和57年度から60年度にかけて急増した。しかし、昭和61年度以降は減少傾向が続いたが、平成9年3月本市の基幹産業である三池炭鉱が閉山するなど社会、経済情勢は一層厳しい状況が続き、平成9年度中期から平成15年度までは増加傾向となり、平成16年度より微増傾向へと転じてきている。なお、平成18年度の保護率は人口千人に対し約30.8人、県平均20.4人より高く、全国平均12.0人と比較すれば相当高い率を示している。

平成18年度の世帯類型は、高齢者世帯47.8%、傷病障害者世帯26.7%、その他の世帯21.0%、母子世帯4.5%の順で構成されている。

高齢者世帯47.8%は、全国平均44.0%（H19.2生活保護速報）より高く保護受給期間の長期化傾向を示している。次に傷病障害者世帯26.7%は、保護開始理由のうち傷病によるものが39.7%と高い率を占めていることに起因して高率となっている。母子世帯4.5%は全国平均の8.7%より低く、その他の世帯21.0%は全国平均の10.2%と比べ高い率を示している。

労働力類型のうち、働きながら保護を受けている稼働世帯は、昭和51年度28.3%、昭和61年度20.6%、平成13年度10.0%と長期的には減少傾向を示していたが、平成13年度から平成18年度11.1%にかけて横ばいとなっている。管内の有効求人倍率は若干上昇しているものの、就労の場が少ないことや、地場賃金が低いこと等の要因があることから、この傾向は今後も継続すると思われる。

有効求人倍率

	平成18年4月	平成19年4月
全 国	1.04	1.05
大牟田職安管内	0.51	0.73